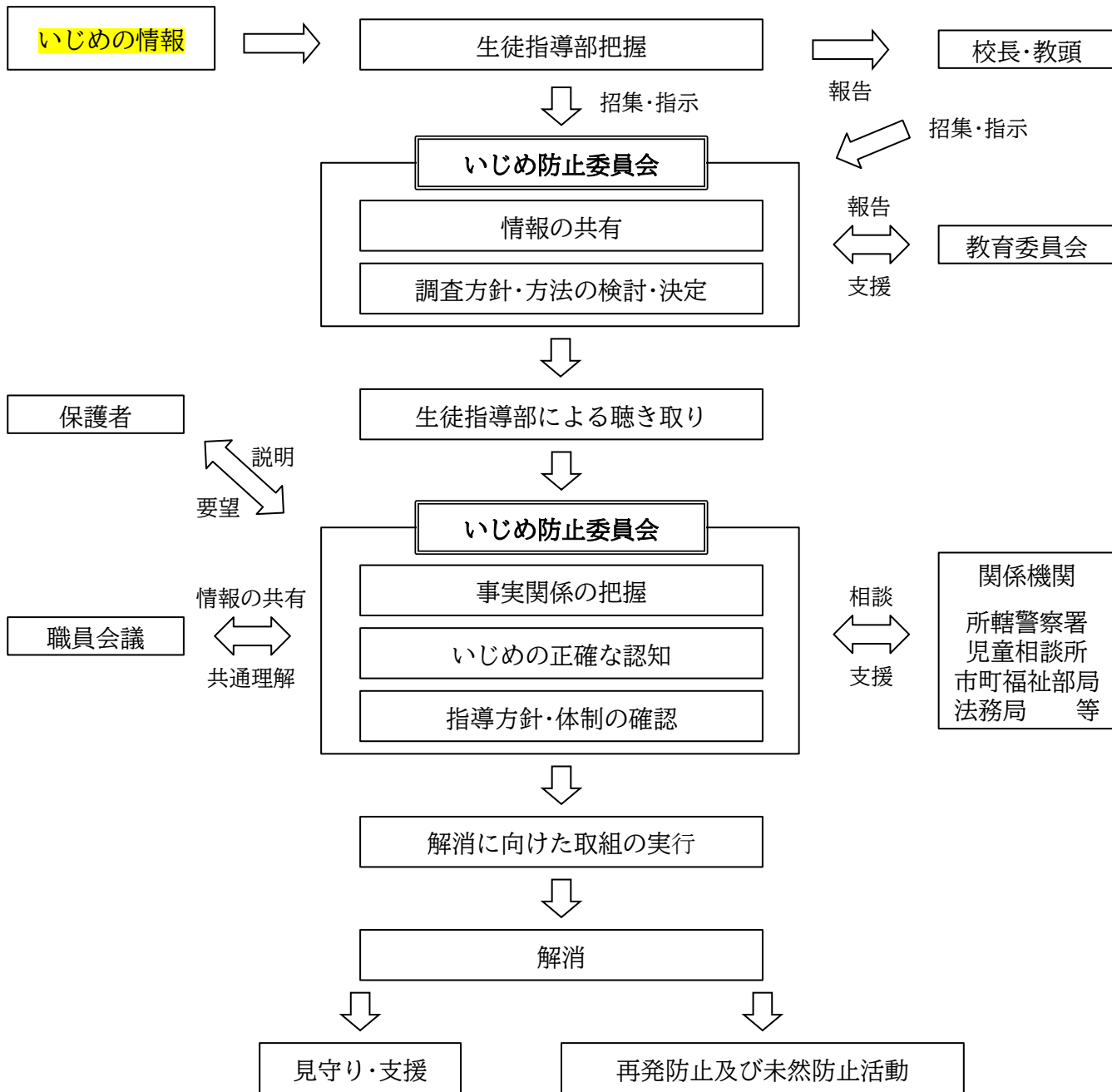


別紙6 【いじめ発生時の組織的な対応】



【対応での留意点】

- 聴き取りの際には、被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
- 被害・加害生徒の双方から十分に聴き取るとともに、加害生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。
- 周辺生徒や関係教職員に対する調査を行ったり、過去の調査の結果を再確認したりするなどにより、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- 対応等について、できる限り対面で速やかに保護者に説明するとともに、保護者から要望や意見を十分に聴き取る。また、保護者と今後の取組等について協議する。
- 所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする観衆や周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在にも注意を払う。
- 犯罪行為として取り扱われるべきなどの場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。